



## 保険セクターの国際的な 規制の動向

(Vol. 51, 2024年9月～10月)



## 保険セクターの国際的な規制の動向（2024年9月～10月）

### 内容

A: 印 IRDAI、保険契約者の保護にかかる基本通達を公表（9月5日） .....	3
B: 欧 ESAs、EUの金融システムにおけるリスクと脆弱性に関するレポートを公表（9月10日） .....	4
C: 加 OSFI、気候シナリオ分析のメソドロジーを最終化（9月10日） .....	5
D: 米 NAIC、気候リスクに対する州当局の取組みを議会に報告（9月18日） .....	6
E: 豪 ASIC、気候関連の財務開示に向けた準備を要請（9月18日） .....	7
F: 星 MAS、保険会社の再建および破綻処理計画にかかるガイドライン案を公表（9月25日） .....	9
G: 欧 EIOPA、職域年金基金の流動性リスク管理の監督にかかる意見案を公表（9月26日） .....	10
H: 英 PRA、予想信用損失の見積りにおける気候リスクの勘案を懇請（9月27日） .....	12

## A: 印 IRDAI、保険契約者の保護にかかる基本通達を公表（9月5日）

- インド保険規制開発庁（IRDAI）は、「保険契約者の利益の保護にかかる基本通達」を公表した。本通達は、保険契約者の権利（entitlements）を一つの参照文書として統合するものであり、シームレスで、迅速で、簡易な保険金の支払い体験を保険契約者に提供するための施策を強調し、また、保険セクターにおける信頼と透明性を醸成するため、サービスの基準を高度化することを目的とするものである。
- 同基本通達の主な特性は以下のとおり。（※生命保険商品、健康保険商品、個人向け損害保険商品について、詳細な規制の内容は異なる場合もある。）

重要な情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>同基本通達は、保険の販売、提案、約款の受領、保障期間および保険金の支払いの各ステージにおいて保険契約者や顧客に提供すべき重要な情報にかかるガイダンスを提供している。</li> </ul>
顧客情報シート	<ul style="list-style-type: none"> <li>保険会社は、契約時に、保険契約の主な特性、ベネフィットおよび免責事項、初期解約期間等を記載した顧客情報シート（Customer Information Sheet：CIS）を保険契約者に対して提供しなければならない。</li> </ul>
初期解約期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>生命保険および健康保険について、30日の初期解約期間（free look period）が適用される。保険契約者は、その期間に契約条件をレビューし、その内容に満足できない場合には、当該保険契約を解約できる。</li> <li>保険会社は、その理由にかかわらず、当該期間内の解約に応じなければならない。保険契約者は、保障期間に相当するリスク見合いの保険料を除き、支払った保険料の返還を受けることができる。保険会社は、7日以内に、その返還を行わなければならない。</li> </ul>
初回の保険料の支払い	<ul style="list-style-type: none"> <li>顧客は、生命保険および健康保険について、保険料の受領をもって直ちに責任期間が開始される場合を除き、保険契約の提案中に保険料や預け金（proposal deposit）を支払うことは求められない。</li> </ul>
検証ツール	<ul style="list-style-type: none"> <li>保険会社は、自身の保険商品を販売することができる、認可を受けた（authorised）販売人を検証できるツールを、そのウェブサイトにおいて提供しなければならない。</li> </ul>
適合性の評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>保険会社および販売者は、貯蓄性の生命保険商品や年金商品について、原則、適合性の評価を行い、顧客のニーズに適合する商品を推奨しなければならない。</li> </ul>
処理期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>例えば、生命保険については、以下のような処理期間が規定されている。 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 保険契約書の内容の変更：7日</li> <li>- 死亡保険金の支払い：15日</li> <li>- 生存保険金・満期保険金・年金の支払い：期日当日</li> <li>- 苦情対応：14日</li> </ul> </li> </ul>

インプリケーション：インドにおける保険市場の規制の整備が進んでいる印象を受ける。同国に拠点を有する日本の保険会社には、規制のアップデートを的確にフォローし、規制の遵守を確保するために必要な措置を講じることが期待される。

（参考）IRDAI ‘Press release: IRDAI Strengthens measures to empower the Policyholders’

## B: 欧 ESAs、EU の金融システムにおけるリスクと脆弱性に関するレポートを公表（9月10日）

- 欧州監督機構（ESAs。欧州銀行監督機構（EBA）、欧州保険・年金監督局（EIOPA）、欧州証券市場監督局（ESMA）から成る。）は、EUの金融システムにおけるリスクと脆弱性に関するレポートを公表した。同レポートの主な内容は以下のとおり。

<p><b>金融システムにおけるリスクの全体像</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融政策に関する不確実性ととも、複数の地政学的な緊張を理由とする不確実性も引き続き高い。こうした状況下では、市場のインフラストラクチャーが引き続き安定していることが重要となる。ESMAが最近実施した中央清算機関（CCPs）を対象とするストレス・テストでは、CCPsは、市場の大きなショックや重大な流動性のイベントに対して耐性を有していることが確認できた。</li> <li>社債の利回りのばらつきは、政策金利の引下げを見越した投資家による利回りの追求（search-for yield）を主因として、引き続き狭い範囲に収まっている。他方で、商業用不動産関連など、ハイイールド債の発行体の信用力は引き続き低下している。</li> <li>2023年における欧州の銀行の収益は、金利収入の増加を理由として、大きな伸びを示した。保険会社については、投資ポートフォリオの収益の増加により、その収益性は改善した。投資ファンド市場については、債券ファンドへの資金の流入を主因として、2024年初めには良好なパフォーマンスを示した。</li> <li>地政学的なリスクは、欧州の保険会社のリスク評価や保険料率の設定、補償の範囲、投資戦略に影響を及ぼし得るほか、保険商品に対する需要を低下させ、解約を増加させ得る。</li> <li>地政学的なリスクの影響もあり、サイバー・リスクは依然として高い。銀行セクターでは、2024年第1四半期のオペレーショナル・リスクにかかる所要資本が前年同期比で8%増加している。EBAのリスク評価では、サイバー・リスクとデータ・セキュリティは、オペレーショナル・リスクの中で最もリスクが高い。</li> </ul>
<p><b>信用リスク</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>信用リスクは、ESAsにとって重要なものとなっている。2022年以降の金利の上昇が調達コストを大きく引き上げていることがその要因の一つである。一般事業会社の信用力が低下の傾向にあり、特に、商業用不動産（CRE）事業者にとっては、再調達コストが大きな課題となっている。また、低金利下で発行が増加した社債の多くは、今後3年間で満期を迎えることとなる。</li> <li>セクター別に見ると、欧州の銀行は、2023年末時点で、CREを担保とする14兆ユーロ超のCRE関連のローン・エクスポージャーを抱えている。特に、小規模な銀行は、自身の資本の額を大幅に上回る規模のCREエクスポージャーを有している。保険会社は、オルタナティブ資産での運用が大きく、その規模は、2023年末時点で、運用資産の16%を占めるに至っている。また、保険会社は、一般事業会社の債券、債券ファンドやMMFに対しても大きなエクスポージャーを有している。</li> </ul>

**インプリケーション：**同レポートは、欧州の金融システムには依然として潜在的な脆弱性が存在することを指摘している。保険セクターの観点では、地政学的なリスクが保険（補償）の提供に与える影響や保険会社のオルタナティブ資産への投資の増加に言及があることは注目に値する。

（参考）EIOPA ‘ESAs warn of risks from economic and geopolitical events’

## C: 加 OSFI、気候シナリオ分析のメソドロジーを最終化（9月10日）

- カナダ金融機関監督庁（OSFI）は、「標準的な気候シナリオ分析のためのメソドロジー（Standardized Climate Scenario Exercise (SCSE) methodology）」を最終化した。同メソドロジーの主な内容は以下のとおり。

<b>SCSEの目的</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>気候変動に対する潜在的なエクスポージャーをより良く理解するため、金融機関に対して、気候リスクへの認識を高め、また、戦略的な対応を促すこと。</li> <li>気候関連の大規模な災害や政策の影響を評価し、また、気候シナリオ分析を行うため、金融機関のキャパシティの構築を奨励すること。</li> <li>気候関連のリスク（移行リスクおよび物理的リスク）の標準化された定量的な評価を確立すること。</li> </ul>																				
<b>アプローチ</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>OSFIの役割：SCSEのメソドロジー、シナリオ、リスク・パラメータ、計算方法等を定める。</li> <li>金融機関の役割：OSFIが定めたメソドロジー等を用い、気候変動が自身のエクスポージャーに与える影響を評価する。</li> </ul>																				
<b>スコープ</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>以下の4つのモジュールごとに影響を評価する。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="448 931 1441 1431"> <thead> <tr> <th>スコープ</th> <th>気候リスク</th> <th>エクスポージャー</th> <th>財務リスク</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市場リスクへの影響</td> <td>移行リスク</td> <td>コマーシャル（グローバル）</td> <td>市場リスク</td> </tr> <tr> <td>信用リスクへの影響</td> <td>移行リスク</td> <td>コマーシャル（グローバル）</td> <td>信用リスク</td> </tr> <tr> <td>不動産エクスポージャーの評価</td> <td>移行リスク</td> <td>不動産関連（カナダ）</td> <td>エクスポージャーの評価</td> </tr> <tr> <td>物理的リスクのエクスポージャーの評価</td> <td>物理的リスク</td> <td>物理的な不動産（カナダ）</td> <td>エクスポージャーの評価</td> </tr> </tbody> </table>	スコープ	気候リスク	エクスポージャー	財務リスク	市場リスクへの影響	移行リスク	コマーシャル（グローバル）	市場リスク	信用リスクへの影響	移行リスク	コマーシャル（グローバル）	信用リスク	不動産エクスポージャーの評価	移行リスク	不動産関連（カナダ）	エクスポージャーの評価	物理的リスクのエクスポージャーの評価	物理的リスク	物理的な不動産（カナダ）	エクスポージャーの評価
スコープ	気候リスク	エクスポージャー	財務リスク																		
市場リスクへの影響	移行リスク	コマーシャル（グローバル）	市場リスク																		
信用リスクへの影響	移行リスク	コマーシャル（グローバル）	信用リスク																		
不動産エクスポージャーの評価	移行リスク	不動産関連（カナダ）	エクスポージャーの評価																		
物理的リスクのエクスポージャーの評価	物理的リスク	物理的な不動産（カナダ）	エクスポージャーの評価																		
<b>コマーシャル・エクスポージャーの移行リスク</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>シナリオ <ul style="list-style-type: none"> <li>2°C未満Immediate：2100年までに平均気温の上昇を2°Cより低く抑えるために直ちに政策措置を講じる</li> <li>2°C未満Delayed：2100年までに平均気温の上昇を2°Cより低く抑えるための政策措置の実施が遅延する</li> <li>ネットゼロ2050（1.5°C）：2100年までに平均気温の上昇を1.5°Cまでに抑えるために直ちに政策措置を講じる</li> </ul> </li> <li>産業セクターの分類：①発電・送電、②エネルギー集約型産業、③化石燃料、④輸送、⑤農業および林業、⑥その他のセクター（金融、保険、飲食業、不動産、サービス等）、の6つ</li> <li>エクスポージャーのスコープ</li> </ul>																				

	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 信用リスク：社債、優先株式、企業向けおよび商業貸付</li> <li>- 市場リスク：株式、社債（※総資産の額が1,000億カナダドル超の金融機関のみが市場リスク評価を実施する。）</li> </ul>
不動産エクスポージャーの評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 移行リスク <ul style="list-style-type: none"> <li>- シナリオ：炭素集約型経済からの移行（移行の期限の定めはない）</li> <li>- エクスポージャーの種類：銀行は9種類（商業用・住宅用不動産貸付、ホーム・エクイティ・クレジット・ライン（HELOC：home equity line of credit）、リバース・モーゲージ・ローン等）、保険会社は3種類（モーゲージ・ローン、投資不動産、モーゲージ・インシュアランス）</li> </ul> </li> <li>• 物理的リスク <ul style="list-style-type: none"> <li>- シナリオ：①代表濃度経路（RCP）2.6（2090年までの平均気温の上昇が0.9°Cから2.3°C）、②RCP4.5（同1.7°Cから3.2°C）、③RCP8.5（同3.2°Cから5.4°C）</li> <li>- エクスポージャーの種類：基本的には移行リスクと同じ</li> <li>- ハザード：洪水および山火事</li> </ul> </li> </ul>
スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> <li>• SCSEの結果の提出のタイムラインは以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 信用および市場リスク・モジュール：2024年12月13日</li> <li>- 洪水および山火事リスク・モジュール、および、不動産移行リスク・エクスポージャー評価：2025年1月24日</li> </ul> </li> </ul>

インプリケーション：「標準的な気候シナリオ分析のためのメソドロジー」が最終化されたことで、金融機関には、気候リスクにかかるシナリオ分析の実施が義務付けられることとなる。

（参考）OSFI ‘OSFI takes data-driven approach to understanding potential impacts of climate risks at financial institutions’

## D: 米 NAIC、気候リスクに対する州当局の取組みを議会に報告（9月18日）

- 全米保険監督官協会（NAIC）は、連邦議会に対して気候リスクにかかるレターを発出した。同レターは、気候関連の財務リスク、レジリエンスの強化、保険会社の健全性の確保およびプロテクション・ギャップに対応するために実施してきている取組み等に言及しつつ、議会に対して、提案されている「災害の軽減および税の公正にかかる法案」を採択することを懇請している。同レターの主な内容は以下のとおり。

イントロダクション	<ul style="list-style-type: none"> <li>• NAICのメンバーは、気候リスクとレジリエンス、および、現在の財物保険市場の課題に多くの時間とリソースを注ぎ、補償の拡大とリスクの低減に取り組むことで、消費者が補償をより利用し易くし、また、市場をより安定させることを通じて、補償の拡大とリスクの低減の両方を支援している。</li> <li>• 米国の州別の保険規制のシステムの強靭さは、固有のリスクや市場の進展に対応する多様な戦略を個々の州が採用できるという柔軟性、および、各州の当局が協力して行動し、NAICを通じて全国的な問題に対応するという規制当局のコミットメント、の双方に依拠している。</li> </ul>
-----------	--

<p><b>現在のマーケットの状況</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>損害保険会社のコンバインド・レシオは、過去数年間にわたって100%を超えており、保険引受業務の業績は厳しい状況にある。資産運用収益によってその一部を相殺することはできないものの、保険会社は、災害リスクが特に高い地域で保険料を大幅に引き上げ、提供できる補償の範囲を調整せざるを得ない状況にある。リスクが高い地域の保険契約者（国内のかなりの割合の地域の住民）は、依然として、保険料の上昇や補償の選択肢の減少に直面している。</li> </ul>
<p><b>州当局とNAIC</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各州の保険規制当局とNAICは、10年以上にわたって、気候リスクが損害保険会社に与える影響に注目してきており、保険会社がそのリスクを内部化し、顧客に転嫁するにつれて、そのことについての関心と認識が広がっていることは理解している。</li> <li>NAICと州当局は、今年の春、「保険のための国家気候レジリエンス戦略」を採択した。同戦略の目的は、気候リスクに直面している地域社会にとって、保険が引き続き利用可能で、信頼できるものであり続けることを確保するため、州当局によるリスクの削減をより迅速かつ効果的に推進することである。</li> <li>保険規制の中核的な機能は、市場の健全性を確保することであり、そのことは消費者の保護につながる。損害保険会社には、2024年から、NAICのリスクベース資本（RBC）規制の一環として、気候リスクにかかるシナリオ分析を行うことが求められるようになる。また、NAICは、自然災害が生じる前のリスク軽減プログラムの各州でのベスト・プラクティスを追跡している。</li> </ul>
<p><b>結論</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各州の保険規制当局は、気候関連の災害のリスクの管理において、規制当局、消費者および保険会社を支援する、明確で、実行可能なゴールと目的を持つ、気候リスクとレジリエンスにかかる国の戦略を実行するため、NAICを通じて結束している。</li> <li>NAICと各州の規制当局は、財物保険市場をより良く理解し、また、プロテクション・ギャップに対応するための長期的な枠組みを構築している。保険料の設定と保険の利用可能性について、州はそれらの作業を行うために最適な位置にあり、また、州当局は、迅速に行動するための法的および規制上の権限を持っている。</li> <li>議会のメンバーは、現在審議中の多数のリスクの低減にかかる法案を支持することでそれらに貢献することができる。NAICおよび州当局は、議会に対して、2023年災害の軽減および税の公正にかかる法案の可決を強く求める。同法案は、州ベースの災害損失軽減プログラムの下で行われた「適格な災害軽減支払い」を、所得税目的の総所得から控除するものである。</li> </ul>

インプリケーション：自然災害の頻度や甚大性の増加を理由とするプロテクション・ギャップの拡大が世界的に社会課題として認識されつつある中、各国・地域で様々な取組みが行われている。米国における「2023年災害の軽減および税の公正にかかる法」もそうした取組みの一つであると考えられる。官民がクロスボーダーで連携して本課題に取り組んでいくことが期待される。

（参考）NAIC ‘NAIC Letter to Congress Reiterates State Insurance Regulators’ Multi-Faceted Approach to Climate Risk’

## E: 豪 ASIC、気候関連の財務開示に向けた準備を要請（9月18日）

- オーストラリア証券投資委員会（ASIC）は、気候関連の財務情報の開示を2025年1月から順次義務付けることを求める法案が採択されたことを受け、その対象となる者に対して開示に向けた準備を進めるよう要請した。

- オーストラリア政府は2024年3月、大規模な企業と金融機関に気候関連の開示を義務付ける法案を議会に提出し、同法案は2024年9月に可決された。同法の適用対象や開示が求められる情報の概要は以下のとおり。

適用対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 財務報告開示を行っている以下の者は、年次のサステナビリティ報告を行わなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 大企業：①収入の額が5億豪ドル超、②総資産の額が10億豪ドル超、③従業員の数が500名超、の3つの閾値（いずれも連結ベース。）のうち、2つ以上を満たす者。</li> <li>- NGER報告企業：国家温室効果ガスおよびエネルギー報告（National Greenhouse and Energy Reporting：NGER）法に基づきGHG排出量等の開示が求められている者。</li> <li>- アセット・オーナー：連結ベースでの運用資産の額が50兆豪ドル超の、もしくは、上記の大企業の要件を満たす、登録を受けた退職年金基金（RSEs）、免許を受けた運用スキームの事業者（registered scheme）および個人向けの企業型集団投資スキーム。ビークル（retail corporate collective investment vehicle）。</li> </ul> </li> </ul>
開示が求められる時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 大企業：2025年1月（収入2億豪ドル超、総資産5億豪ドル超、従業員数250名超のいずれか2つの閾値を満たす企業は2026年7月から、収入5,000万豪ドル、総資産2,500万豪ドル超、従業員数100名超のいずれか2つの閾値を満たす企業は2027年7月から）</li> <li>• NGER報告企業：2025年1月（スコープ1および2のGHG排出量が50キロトン超の者のみ。それ以外のNGER報告企業は2026年7月から）</li> <li>• アセット・オーナー：2026年7月</li> </ul>
開示が求められる情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 気候ステートメント <ul style="list-style-type: none"> <li>- 重要な気候関連の財務リスクと機会</li> <li>- 気候関連の指標とターゲット（スコープ1～3のGHG排出量に関連するものを含む）</li> <li>- 気候関連のリスク、機会、指標およびターゲットに関連する、ガバナンス、戦略、リスク管理に関する情報</li> <li>- 1.5°Cおよび2°C超シナリオにおける気候レジリエンスにかかる情報</li> </ul> </li> <li>• 気候ステートメントに付随する情報 <ul style="list-style-type: none"> <li>- サステナビリティ基準によって開示が求められる情報等</li> </ul> </li> <li>• 取締役の宣誓（開示の内容の法令の準拠性に関するもの）</li> </ul>

インプリケーション：サステナビリティ関連情報の開示の義務化が各国・地域において進んでいる。日本においても、SSBJ基準の適用が、時価総額の大きな企業では早ければ2027年3月期に義務化されることも検討されており、企業には、それに向けた準備を進めることが求められている。

（参考）ASIC ‘ASIC urges businesses to prepare for mandatory climate reporting’



## F: 星 MAS、保険会社の再建および破綻処理計画にかかるガイドライン案を公表（9月25日）

- シンガポール金融管理局（MAS）は、10月25日を期限として、保険会社および保険持株会社の再建および破綻処理計画にかかるガイドライン（案）を市中協議に付した。同ガイドライン（案）の主な内容は以下のとおり。

<p><b>背景</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• MASは、再建および破綻処理計画にかかる通達（Notice）134号において、指定された保険会社および保険持株会社に対して適用される、再建および破綻処理計画にかかる要件を定めている。</li> <li>• 本ガイドラインは、通達134号に対するガイダンスを提供するものであり、同通達とともに、2025年1月に発効される。</li> </ul>
<p><b>再建計画</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 一般事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 指定された金融持株会社（DFHC。シンガポールにおいて免許を受けた保険会社を子会社に持つ金融持株会社を言う。）は、連結ベースで再建計画を作成しなければならない。当該DFHCが別の保険会社もしくは銀行の子会社である場合、再建計画は、その親会社と協議した上で作成されなければならない。</li> <li>- 再建計画の作成、レビュー、承認、モニタリング、エスカレーション、発動および実施など、再建計画のプロセスは、DFHCもしくは指定された保険会社の全社的なガバナンスのプロセスやリスク管理の枠組みに統合されたものでなければならない。</li> <li>- 指定された保険会社もしくはDFHCは、特段のイベントが無い場合でも、少なくとも年に1度は再建計画をレビューし、アップデートする、公式なプロセスを構築しなければならない。</li> </ul> </li> <li>• 再建計画の発動のトリガー <ul style="list-style-type: none"> <li>- 指定された保険会社もしくはDFHCは、再建計画に定めるオプションをタイムリーに発動し、実施するための、明確に定義され、較正された閾値と手順を定めなければならない。</li> <li>- 再建計画の発動のトリガーとなる指標は、ストレスの兆候に十分に感応度が高く較正され、また、オプションの実施に十分な時間を提供するものでなければならない。</li> </ul> </li> <li>• 再建のオプション <ul style="list-style-type: none"> <li>- 再建のオプションの執行が親会社等の他のステークホルダーの判断に依拠する場合、当該ステークホルダーとの依存関係や調整のプロセスが明確に定められなければならない。</li> <li>- 再建計画が一部もしくは全部のビジネスや資産の処分を伴うオプションを含んでいる場合、処分の対象となるビジネスや資産の価値と売却可能性を決定するためのプロセスを設けなければならない。</li> </ul> </li> <li>• コミュニケーション <ul style="list-style-type: none"> <li>- コミュニケーション計画は、すべての関係するステークホルダー（株主、職員、主要なグループ会社、消費者、規制当局、メディア等）とのコミュニケーションに対応するものでなければならない。</li> </ul> </li> </ul>

<b>破綻処理計画</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 一般事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 破綻処理計画は、①継続が重要である機能、②重要な機能を維持もしくは秩序立った方法で終了させるためのオプション、③オペレーションや構造、重要な機能にかかる情報の要件、④実効的な破綻処理の潜在的な障壁、⑤保険契約者を保護するための施策、⑥破綻処理のプロセスからの退出にかかるオプションや原則、等を含むものでなければならない。</li> </ul> </li> <li>• 情報要件 <ul style="list-style-type: none"> <li>- DFHCは、破綻処理計画のために、①組織構造、②重要なエンティティ、③保険契約にかかる情報、④中核となるビジネス・ライン（保険会社のフランチャイズ・バリューにとって重要な、もしくは、コンティンジェンシー・プランが無いままに中断すると、保険グループに対して重大な影響を生じさせるビジネス・ライン。）、⑤重要な機能、⑥依存関係（資本の移転可能性を含む。）、⑦コンティンジェンシー分析、⑧オペレーションを有する他国の法規制の枠組み、などを保持していなければならない。</li> </ul> </li> <li>• 経営情報システム <ul style="list-style-type: none"> <li>- 指定された保険会社およびDFHCは、再建および破綻処理計画、破綻処理のし易さの評価、ならびに、破綻処理の実行に必要な情報を当局の要請に応じてタイムリーに生成できる経営情報システムを有していなければならない。</li> </ul> </li> <li>• 事業の継続 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 指定された保険会社およびDFHCは、重要な機能や重要な共有サービスのオペレーションの継続が可能となるコンティンジェンシーにかかる取決め（contingency arrangements）を有していなければならない。</li> </ul> </li> </ul>
---------------	---

インプリケーション：保険会社の再建・破綻処理にかかる枠組みの整備が複数の国・地域で進展している。日本においても、当該領域における規制・監督がより一層拡充されることが期待される。

（参考）MAS ‘Consultation Paper on Guidelines to MAS Notice 134 on Recovery and Resolution Planning’

## G: 欧 EIOPA、職域年金基金の流動性リスク管理の監督にかかる意見案を公表（9月26日）

- 欧州保険・年金監督局（EIOPA）は、12月20日を期限として、「職域年金基金（Institutions for Occupational Retirement Provision：IORPs）の流動性リスク管理の監督にかかる意見書（案）」を市中協議に付した。同意見書（案）の主な内容は以下のとおり。

<b>背景と目的</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• IORP II指令は、IORPsがデリバティブに投資することを許容している。ヘッジ目的でのデリバティブの利用は、確定給付（DB）スキームのソルベンシー・リスクや確定拠出（DC）スキームの投資リスクを低減する一方で、日次の変動証拠金の授受に起因する流動性リスクをもたらす。IORPsは、また、非現金の担保の市場価額のボラティリティやデリバティブの原資産のボラティリティの再評価などによる担保請求（collateral calls）のリスクにも晒され得る。</li> <li>• IORPsの現金保有率は低く、現金による変動証拠金への対応は、IORPsに高度な流動性リスク管理を求めることとなる。</li> </ul>
--------------	--

	<ul style="list-style-type: none"> <li>• IORP II指令は、IORPsに対して、流動性リスクを適切に管理することを求めているものの、各国における監督上の対応にはばらつきがある。</li> <li>• 本意見書の目的は、IORPsによる流動性リスクの管理の監督におけるコンバージェンスを促進し、もって、年金受給者の保護とIORPsを含む金融システムの安定性を向上すること。</li> </ul>
<b>流動性リスク管理の監督</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 監督当局は、IORPsがさらされている（潜在的な）流動性リスクの重要性を評価すべきである。また、監督当局は、その一環として、IORPsのデリバティブ取引にかかる関係するデータを収集し、ストレス・テストを含むモニタリング・ツールを構築すべきである。</li> <li>• IORPsが重大な流動性リスクに晒されている場合、監督当局は、IORPsの流動性リスク管理の能力を評価すべきである。</li> </ul>
<b>IORPsによる流動性リスクの管理</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• リスク管理の枠組みへの流動性リスクの統合 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 重大な流動性リスクを有するIORPs（以下、本セクションでは「IORPs」と記載。）は、その発動等にかかる意思決定のプロセスや役割と責任を明確にした、流動性の不足に対応する計画を有すべきである。資産の売却以外の方法で流動性を調達することを計画している場合、IORPsは、その調達源と調達可能額を明確にすべきである。</li> <li>- IORPsは、リスクの自己評価（own-risk assessment：ORA）において、流動性リスクの評価とその管理のためのアプローチを含めるべきである。</li> </ul> </li> <li>• 流動性リスクの許容度 <ul style="list-style-type: none"> <li>- IORPsは、明確に定義された流動性リスクの許容度（tolerance）にかかるステートメントを設け、その中で、重大な流動性リスクの発生源とリスクが重大化する時間軸、流動性リスクのストレス・シナリオ、流動性資産の水準などを定義すべきである。</li> </ul> </li> <li>• 流動性ストレス・テストとシナリオの設計 <ul style="list-style-type: none"> <li>- IORPsは、流動性リスクにかかるすべての重要な発生源について、ストレス・テストとシナリオ分析を実施すべきである。</li> <li>- IORPsは、ストレス・テストやシナリオ分析において、固有の（idiosyncratic）イベント、マーケットワイドのイベント、それらの複合の影響や集中リスクを検討すべきである。</li> </ul> </li> <li>• 流動性資産のバッファ <ul style="list-style-type: none"> <li>- IORPsは、流動性の不足に対応できる流動性資産の適切なバッファを維持すべきである。</li> <li>- IORPsは、流動性にかかるコンティンジェンシー計画を定期的にテストすべきである。それには、平時およびストレス時において流動性資産を流動化するオペレーションのキャパシティの検証を含むべきである。</li> </ul> </li> <li>• 外部のサービス・プロバイダへの委託 <ul style="list-style-type: none"> <li>- IORPsは、資産運用の管理（デリバティブ商品への投資を含む。）の第三者への外部委託がIORPsの流動性リスク管理の実効性と品質を損なうことがないことを確保すべきである。</li> </ul> </li> </ul>

インプリケーション：職域年金基金（IORPs）のデリバティブ取引に関連する流動性リスクに着目した、興味深い意見書である。保険監督者国際機構（IAIS）における今後の流動性リスク管理にかかる議論にも何らかの形で影響し得ることも想定される。

（参考）EIOPA ‘EIOPA seeks feedback on measures aimed at strengthening the supervision of occupational pension funds’ liquidity management’

## H: 英 PRA、予想信用損失の見積りにおける気候リスクの勘案を懇懇（9月27日）

- 英国健全性監督機構（PRA）は、IFRS 9における予想信用損失（expected credit loss：ECL）および気候リスクにかかる発見事項を公表した。これらの発見事項は、2024年に受領した監査報告書のレビュー、ならびに、会計監査人、金融機関およびその他の規制当局との議論から得られたもの。発見事項のうち、「気候リスクがECLに与える影響を定量化するための金融機関のケイパビリティにかかる発見事項」の概要は以下のとおり。

<b>主な発見事項</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 金融機関は、最もリスクが高い借入人に対する金融機関のエクスポージャーを定量化するために用いる気候関連のリスク・ドライバーの特定の高度化において取組みを進めている。リスク・ドライバーの特定は、引き続き、金融機関自身の専門家としての判断とポートフォリオの理解に依拠するものとなっている。金融機関の好取組みには、以下のものが含まれる。             <ul style="list-style-type: none"> <li>- リスク・ドライバーを特定するために正式に評価するポートフォリオの範囲を、（例えば、無担保の与信を含めるなどの形で）拡大している。</li> <li>- 主要なポートフォリオに最も関連するリスク・ドライバーを特定し、また、差し迫った（immediate）リスクと徐々に顕在化している（emerging）リスクとを区別するため、定量的な分析やターゲットを絞ったレビューを行うようになっている。</li> <li>- 考え得る商品レベルでのリスク・ドライバーの範囲を、例えば、サプライ・チェーン、訴訟および再調達リスクなどに拡大している。</li> <li>- ホライゾン・スキミングのプロセスに気候リスクを含めているほか、潜在的な政策の変更がEPC（energy performance certificate）格付などに与える影響を検討している。</li> </ul> </li> <li>• 金融機関は、特定の気候関連のリスク・ドライバーがECLに与える影響を定量化するため、より粒度の細かい、洗練された分析を行うようになってきている。例えば、企業向けの与信ポートフォリオについては、カウンターパーティの評価などにおいて気候リスクが含まれるようになってきている。特徴的なプラクティスには、以下のものが含まれる。             <ul style="list-style-type: none"> <li>- ストレス・テストのために開発されたシナリオ分析のツールが、より粒度の細かい、与信レベルでの評価に使われるようになっている。</li> <li>- 特定のリスク・ドライバーが主要なポートフォリオのECLに与える影響を計測するために用いられる定量的なアプローチが高度化されている。</li> <li>- 洪水リスクの影響を評価するため、いくつかの金融機関は、物的な損害（property damage）が信用リスク（default risk）に与える影響を注視している。</li> </ul> </li> <li>• 金融機関は、気候関連のリスク・ドライバーの影響を反映するため、ECLの計算に用いるシナリオの高度化を進めている。</li> </ul>
---------------	--

<b>短期的な課題</b> <b>(focus area)</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ECLへの潜在的な影響と最もリスクの高いポートフォリオを特定するために用いる気候関連のリスク・ドライバー（再調達リスクの検討を含む。）の完全性を追求すること。</li> <li>• 貸倒損失（loan losses）が現行のモデルで予測される水準を超えるリスクへの対応の完全性を追求すること。</li> <li>• モデル適用後の調整（PMAs）の必要性にかかる結論が、より強固な、データ・ドリブンの定量的な分析によって裏付けられていることを確保するために用いられる分析ツールを高度化すること。</li> <li>• デフォルト確率（PD）、デフォルト時損失率（LGD）およびデフォルト時エクスポージャー（EAD）への影響を検討する、より粒度の細かいポートフォリオ・レベルでの評価を実施すること、ならびに、セクターもしくは商品に固有の気候リスクに対する脆弱性を評価すること。</li> <li>• BAUにおける信用リスク評価への気候リスクの影響度を反映すること。</li> <li>• ECLの計算で用いられる経済シナリオにおける、より広範な、ネガティブな気候シナリオや気候関連の変数を検討すること。</li> </ul>
<b>中期的な課題</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 気候関連のリスク・ドライバーを与信レベルでのECLの見積りに用いることができるよう、データやモデルの要件を特定すること。</li> <li>• ECLの計算に用いられるモデルやシナリオにおいて気候関連のリスク・ドライバーがどの程度勘案されているかにかかる2線のリスク・チームのレビューおよびモニタリングを高度化すること。</li> </ul>

インプリケーション：英国の金融機関がその（信用）リスク管理において気候リスクをより一層勘案するようになってきていることを示すレポートである。

（参考）PRA ‘Letter from David Bailey ‘Thematic feedback on accounting for IFRS 9 ECL and climate risk’

## 執筆者

小林 晋也 / Shinya Kobayashi

マネージングディレクター

ファイナンシャルサービスズ

デロイト トーマツ リスクアドバイザーズ 合同会社

# Deloitte.

## デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ リスクアドバイザリー合同会社、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ グループ合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市に約 2 万人の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト、[www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オーストラリア、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、リスクアドバイザリー、税務・法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500®の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をバース（存在理由）として標榜するデロイトの 45 万人超の人材の活動の詳細については、[www.deloitte.com](http://www.deloitte.com) をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。また DTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTL ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of

**Deloitte Touche Tohmatsu Limited**

© 2024. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301